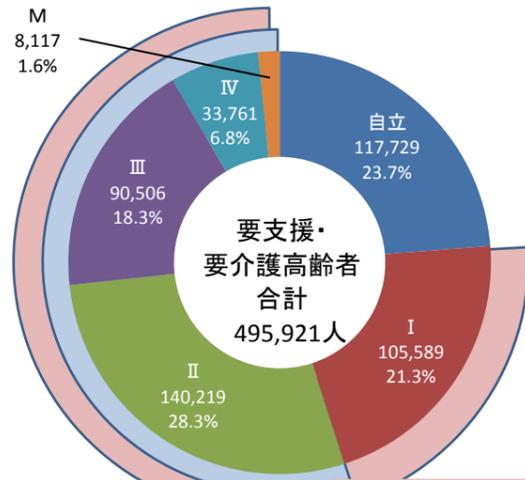


- 第6期高齢者保健福祉計画（平成27～29年度）の策定のために、「在宅高齢者の実態調査」「介護保険居宅サービス事業者等運営状況調査」「サービス付き高齢者向け住宅実態調査」「高齢者の住まいに関する調査」などの調査を実施
- 認知症高齢者についても、都内62保険者（区市町村）に対し、平成25年11月1日時点で把握している要支援・要介護高齢者（495,921人）の「認知症高齢者の日常生活自立度」（※）の調査を実施

調査結果

認知症高齢者の日常生活自立度



○認知症生活自立度II以上の人数：272,603人
○要支援・要介護高齢者に占める割合：55.0%
○高齢者人口に占める割合※：9.9%

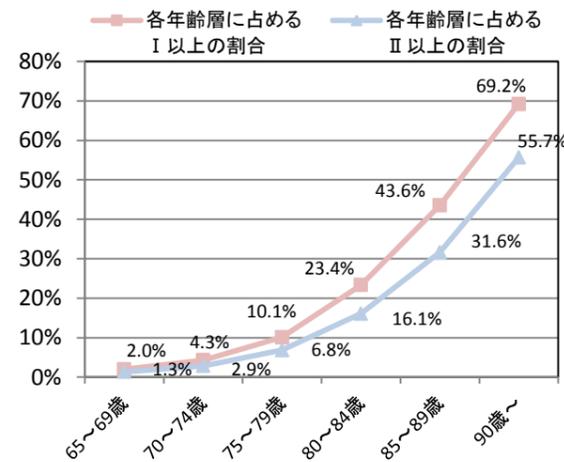
○認知症生活自立度I以上の人数：378,192人
○要支援・要介護高齢者に占める割合：76.3%
○高齢者人口に占める割合※：13.7%

※平成25年1月1日現在の高齢者人口 2,751,484人（総務局調べ）に占める割合

※参考※ 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

| 自立度 | 日常生活自立度 I からMに該当しない（認知症を有さない）方 |
|------------|--|
| I | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的に ほぼ自立している。 |
| II (a, b) | 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、 誰かが注意していれば自立できる。 （a=家庭外で b=家庭内でも） |
| III (a, b) | 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、 介護を必要とする。 （a=日中を中心 b=夜間を中心） |
| IV | 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、 常に介護を必要とする。 |
| M | 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、 専門医療を必要とする。 |

出典：厚生労働省通知（平成21年9月30日 老老発0930第2）



年齢が上がると、認知症の割合が急増

推計方法

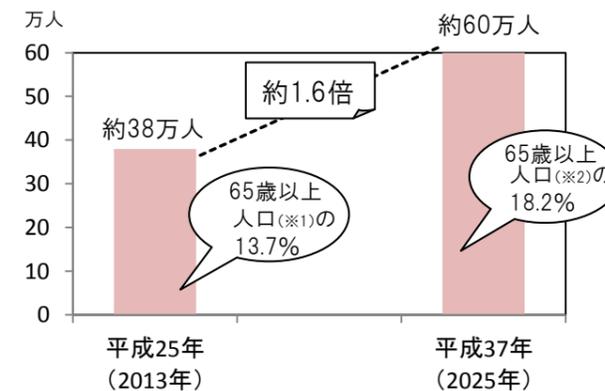
- 男女別・5歳区分別の人口及び認知症の割合により、精緻に推計

推計値

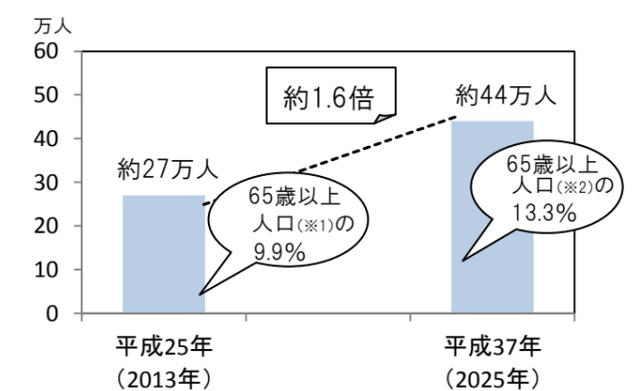
平成37年(2025年)の認知症高齢者数

何らかの認知症の症状がある高齢者 従来の推計 約52万人 → **新たな推計 約60万人**
見守り又は支援の必要な認知症高齢者 従来の推計 約38万人 → **新たな推計 約44万人**

何らかの認知症の症状がある高齢者（認知症日常生活自立度 I 以上）



見守り又は支援の必要な認知症高齢者（認知症日常生活自立度 II 以上）



※1 平成25年1月1日現在の高齢者人口 2,751,484人（総務局調べ）
※2 平成37年10月1日時点の高齢者人口推計 3,322,479人（国立社会保障・人口問題研究所調べ）

これらの調査結果は、「東京都長期ビジョン（仮称）」や、第6期高齢者保健福祉計画（平成27～29年度）に反映し、認知症施策の更なる充実を図る